

江別市地球温暖化対策実行計画

目

次

第1章 計画の目的	1
第2章 基本的事項	1
1 計画の位置づけ	1
2 計画期間	1
3 計画の対象範囲	1
第3章 温室効果ガス	2
1 対象とする温室効果ガス	2
2 温室効果ガス算定方法	2
3 排出係数	2
第4章 温室効果ガス排出状況	3
1 温室効果ガス排出量の推移	3
2 温室効果ガス排出量	3
3 温室効果ガス排出割合	4
4 部局別温室効果ガス排出実績	4
5 計画の目標	5
第5章 計画の推進	6
1 推進組織	6
2 取組内容	6
3 進捗状況の把握	6
4 見直し	6
5 公表	6

第1章 計画の目的

私たちの生活は、近年の技術革新などから、より豊かに、より快適になりましたが、その一方で、様々な産業活動により排出される大量の温室効果ガスは、地球の温暖化をもたらし、私たちの生活や自然生態系に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、1997（平成9）年に地球温暖化を防止するための国際的な枠組みとして京都議定書が採択されましたが、その中でわが国は2008（平成20）年～2012（平成24）年の平均温室効果ガス排出量を、1990（平成2）年と比べて6%削減することが求められています。

国は、京都議定書採択後の1998（平成10）年に、国や事業者・国民が一体となって温暖化対策に取り組むために地球温暖化対策の推進に関する法律を制定し、6%削減達成に向けた施策を推進していますが、また、同法第21条において、市町村はその事務事業から発生する温室効果ガス排出量を削減するための実行計画策定を義務づけられています。

江別市は、2003（平成15）年から環境マネジメントシステムを導入して、二酸化炭素排出削減に向けた継続的な取り組みを進めてきましたが、2007（平成19）年から始まる第2期江別市環境マネジメントシステムに併せ、温暖化対策をより推進するために実行計画を策定するものです。

第2章 基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条にもとづく地方公共団体の事務及び事業に関しての温室効果ガス排出抑制のための措置に関する「実行計画」とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況

2 計画期間

本計画の計画期間は、2007（平成19）年度から2013（平成25）年度までの7ヵ年とします。

また、基準年度は2002（平成14）年度とします。

3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、原則として市の事務及び事業すべてとし、運用に際しては江別市環境マネジメントシステムを活用するものとします。

第3章 温室効果ガス

1 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に規定する6ガス（二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン類・パーフルオロカーボン類・六フッ化硫黄）のうち、パーフルオロカーボン類と六フッ化硫黄を除く4種類の物質を対象とします。

温室効果ガスの種類

ガス種類	主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	石油やガスなどの化石燃料の燃焼	1
メタン (CH ₄)	化石燃料の燃焼、下水処理	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料の燃焼、下水処理	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの冷媒	1, 300
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の洗浄等	6, 500
六フッ化硫黄 (SF ₆)	電力絶縁用ガス	23, 900

2 温室効果ガス算定方法

温室効果ガス排出量の算定に際しては、温室効果ガスを発生させる活動の種類ごとに、活動量に「活動量あたりに排出されるガスの量（排出係数）」を乗じ、ガス種類別に合計したものに「地球温暖化係数」を乗じて求めることとします。

3 排出係数

温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数は、以下のとおりとします。

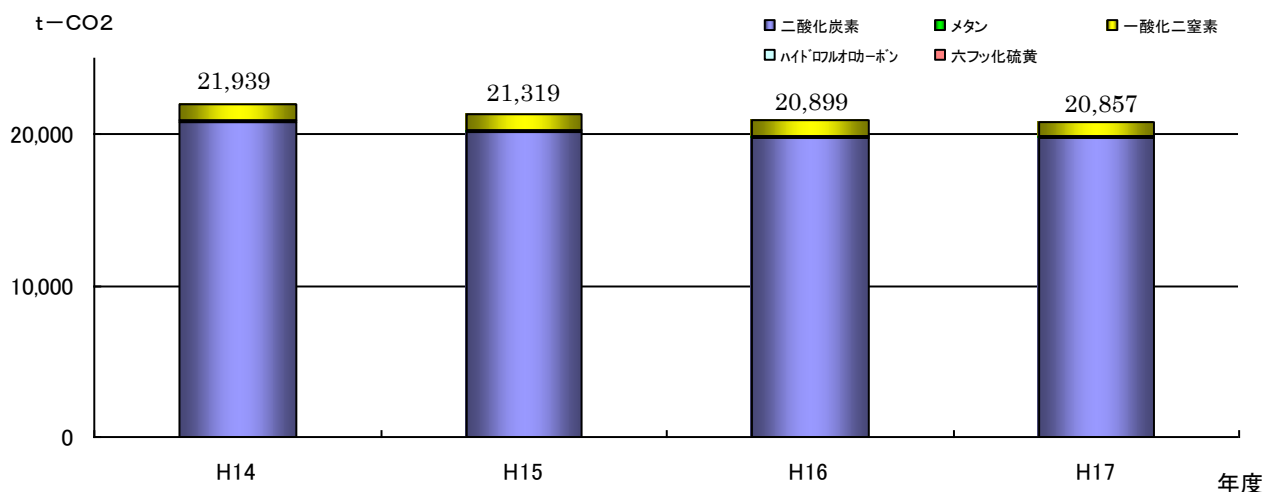
		CO ₂ 二酸化炭素	CH ₄ メタン	N ₂ O 一酸化二窒素	HFC ハイドロフルオロカーボン
燃料の燃焼	ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /L	-	-	-
	灯油	2.49 kg-CO ₂ /L	-	-	-
	軽油	2.62 kg-CO ₂ /L	-	-	-
	A重油	2.71 kg-CO ₂ /L	-	-	-
	LPガス	1.4101 kg-CO ₂ /m ³	-	-	-
	都市ガス	0.898 kg-CO ₂ /m ³	-	-	-
	電気の使用	0.53 kg-CO ₂ /kWh	-	-	-
自動車の走行	ガソリン	軽貨物	0.00011 kg-CH ₄ /km	0.00022 kg-N ₂ O/km	-
		軽乗用	0.00010 kg-CH ₄ /km	0.00022 kg-N ₂ O/km	-
		小型貨物	0.00015 kg-CH ₄ /km	0.00026 kg-N ₂ O/km	-
		小型乗用	0.00010 kg-CH ₄ /km	0.00029 kg-N ₂ O/km	-
		普通貨物	0.00035 kg-CH ₄ /km	0.00039 kg-N ₂ O/km	-
		普通乗用	0.00010 kg-CH ₄ /km	0.00029 kg-N ₂ O/km	-
		特殊	0.00035 kg-CH ₄ /km	0.00035 kg-N ₂ O/km	-
	軽油	小型貨物	0.000076 kg-CH ₄ /km	0.00009 kg-N ₂ O/km	-
		小型乗用	0.00002 kg-CH ₄ /km	0.00007 kg-N ₂ O/km	-
		普通貨物	0.00015 kg-CH ₄ /km	0.00014 kg-N ₂ O/km	-
		普通乗用	0.00002 kg-CH ₄ /km	0.00007 kg-N ₂ O/km	-
		バス	0.00017 kg-CH ₄ /km	0.00025 kg-N ₂ O/km	-
		特殊	0.00013 kg-CH ₄ /km	0.00025 kg-N ₂ O/km	-
		下水又はし尿の処理	0.00053 kg-CH ₄ /m ³	0.00016 kg-N ₂ O/m ³	-
ディーゼル機関における燃料の使用	-	0.00066 kg-N ₂ O/L	-		
自動車用エアコンデインショナーの使用	-	-	0.015 kgHFC/台・年		

第4章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス排出量の推移

2002(平成14)年度(基準年度)の温室効果ガス排出量は21,939t-CO₂で、2004(平成16)年度から江別市環境マネジメントシステムによる取組を本格導入していることなどから排出量は削減傾向にあり、2005(平成17)年度は基準年度比△1,082t-CO₂となっています。

江別市の温室効果ガス排出量の推移



2 温室効果ガス排出量

2002(平成14)年度(基準年度)における温室効果ガス排出内訳では、燃料の燃焼や電力の使用に伴う二酸化炭素が20,794t-CO₂と全体の94.78%を占めています。また、下水の処理に伴うメタンが187t-CO₂(0.85%)、麻酔剤の使用や下水の処理に伴う一酸化二窒素が956t-CO₂(4.36%)となっています。

フロン系のガスでは、HFCと六フッ化硫黄の排出量は微量でしたが、PFCはありませんでした。

温室効果ガス排出量実績 (2002(平成14)年度)

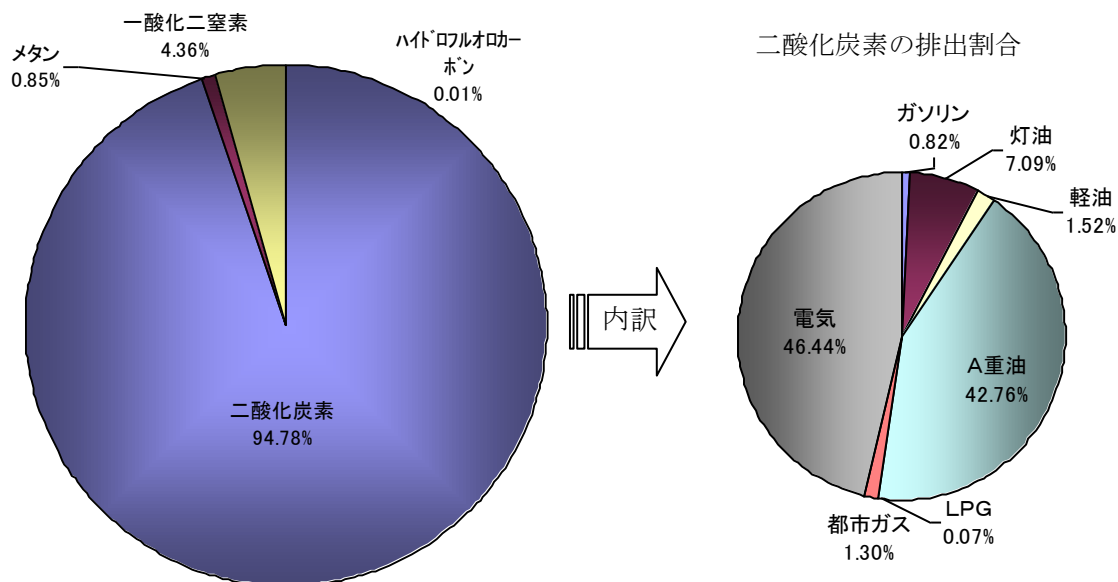
温室効果ガス	排出量 (kg/年)	温暖化係数	二酸化炭素換算排出量 (t-CO ₂)	排出割合 (%)
二酸化炭素(CO ₂)	20,793,857.4	1	20,794	94.78%
メタン(CH ₄)	8,912.7	21	187	0.85%
一酸化二窒素(N ₂ O)	3,082.2	310	956	4.36%
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1.875	1,300	2	0.01%
パーフルオロカーボン(PFC)	-	6,500	-	-
六フッ化硫黄(SF ₆)	0.002681	23,900	0	0%
合計	-	-	21,939	100.00%

3 温室効果ガス排出割合

温室効果ガス全排出量のうち、二酸化炭素は94.78%を占めており、そのうち燃料の燃焼によるものが53.56%、電気の使用によるものが46.44%となっています。

燃料の燃焼では重油の燃焼によるものが一番多く、二酸化炭素排出量の4割以上を占め、電気の使用と併せると二酸化炭素排出量の約9割となります。

温室効果ガス排出割合（2002(平成14)年度)

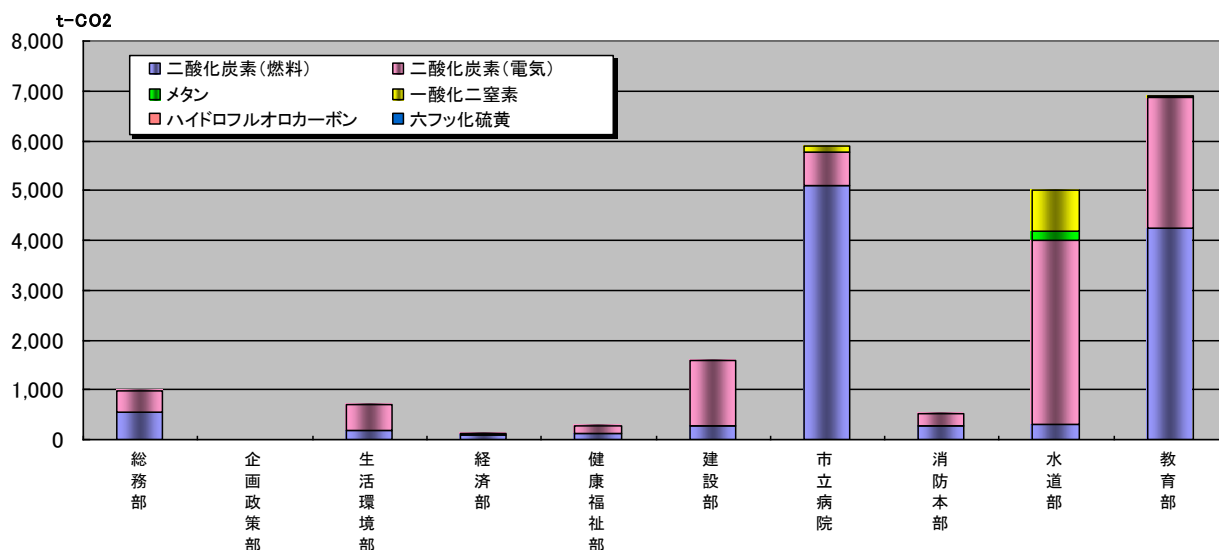


※ 表示単位未満四捨五入の関係上、合計100%とならない場合があります。

4 部局別温室効果ガス排出実績

部局別の排出量では、小中学校等を所管する教育部が排出量の3割程度を占めており、市立病院、水道部と動力系設備を持つ部局の排出量が多い結果となっています。

また、水道部では、下水処理に伴いメタン・一酸化二窒素も排出しています。



5 計画の目標

目標設定にあたっては、江別市の施設の中で大量にエネルギーを使用する「大規模エネルギー使用施設」と「江別市環境マネジメントシステム削減目標対象施設」に区分し、それぞれに目標を設定することにより温室効果ガス排出量の削減を図ることとします。

(1) 大規模エネルギー使用施設

市民の生活・社会基盤に係る施設のうち、一定規模以上のエネルギーを使用している施設を「大規模エネルギー使用施設」として、削減目標を設定することとします。

対象となるのは温室効果ガスの排出量が年 1,000t を超えている市立病院、水道部浄化センター、上江別浄水場で、3施設の合計排出量は排出量全体の約5割を占めています。

各年度の削減目標は以下のとおりとします。

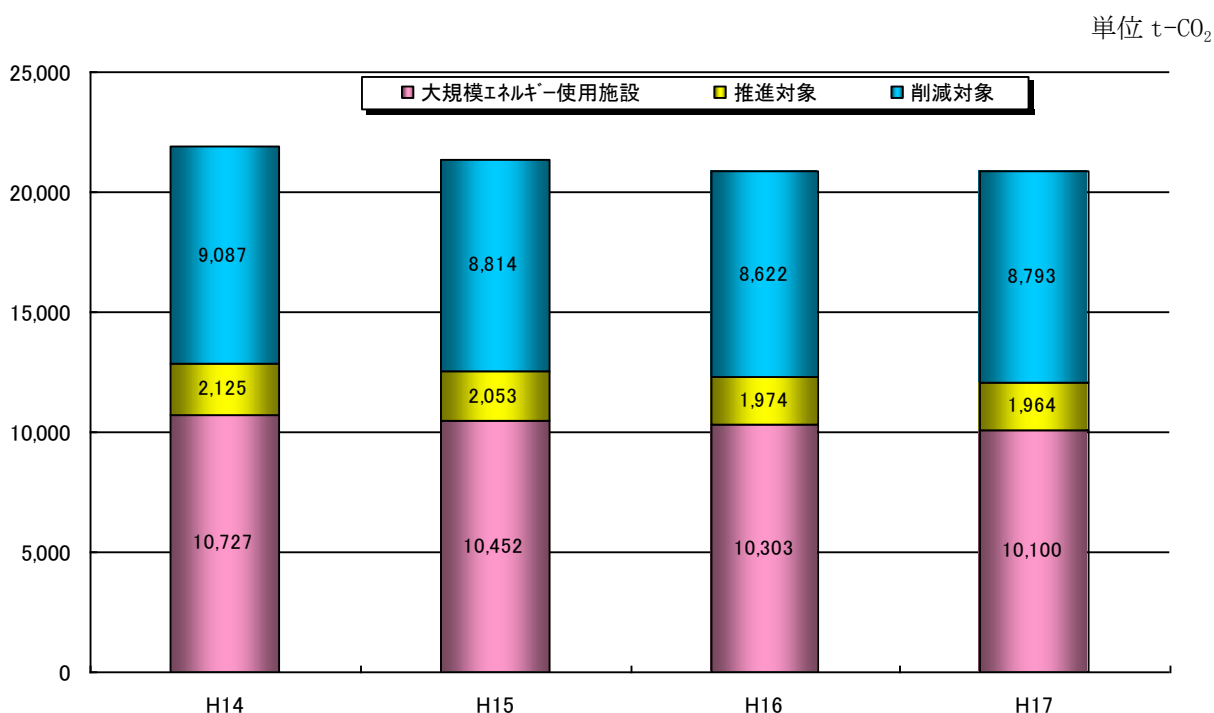
年 度	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013
削減率	△4%	△5%	△6%	△7%	△8%	△9%	△10%

(2) 江別市環境マネジメントシステム削減目標対象施設

江別市環境マネジメントシステムの運用手順により削減目標の達成を図ることとし、削減目標は各実施計画のとおりとします。

本計画の計画期間は7年間ですが、第2期江別市環境マネジメントシステムの計画期間は3年間であることから、その後には予定している第3期の計画期間における目標を本計画の削減目標として取り扱います。

(3) 内訳別排出実績グラフ



※推進対象は、公共街路灯など削減数値目標対象外施設の合計排出量となります。

第5章 計画の推進

1 推進組織

本計画の推進には、江別市環境マネジメントシステムによる実施体制を適用します。

2 取組内容

本計画の目的である温室効果ガスの排出抑制を図るためには、市の事務・事業活動に際し使用する電気、重油、ガソリンなどのエネルギー使用量の低減を図ることが重要となります。このため、江別市環境マネジメントシステムを活用し温室効果ガスの発生を抑制します。

3 進捗状況の把握

本計画では、江別市環境マネジメントシステムもとづき、目的の達成状況の把握を行います。

また、江別市環境マネジメントシステムに規定された手順書にもとづき使用状況を報告し、進捗状況を管理します。

4 見直し

本計画は、必要に応じて見直しを行いますが、見直しに際しては、江別市環境マネジメントシステムにおけるマネジメントレビューの内容を踏まえ行うこととします。

5 公表

本計画の達成状況については、毎年度進捗状況を取りまとめの上、広報等などを通じて公表するものとします。